

守谷市消防団サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、守谷市内の事業所、店舗その他の団体（以下「事業所等」という。）の協力により、守谷市消防団員及びその同一世帯の家族（以下「団員等」という。）に対する優遇措置を行うことにより、守谷市消防団員の拡充を図り、もって地域の消防防災体制の充実を推進するとともに市内の経済活動の活性化を目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団サポート事業所 団員等に対して優遇措置を行う事業所等であつて、市長が認めたものをいう。
- (2) 優遇措置 団員等に対して行う代金の割引、特典の付与その他の支援をいう。

(認定申請)

第3条 消防団サポート事業所の認定を受けようとする事業所等は、守谷市消防団サポート事業所認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、市長に申請するものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準に従い審査した上、消防団サポート事業所としての適否を決定し、守谷市消防団サポート事業所認定（不認定）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
- (2) 全ての団員等を対象に優遇措置を行うこと。

(表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により事業所等を消防団サポート事業所として認定したときは、消防団サポート事業所表示証（様式第3号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第6条 消防団サポート事業所は、表示証を事業所等の見やすい場所に表示するものとする。

- 2 消防団サポート事業所は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等に消防団サポート事業所である旨を表示することができる。この場合において、消防団サポート事業所は、表示証の写しを拡大し、又は縮小して使用することができる。

(変更等の届出)

第7条 消防団サポート事業所は、認定の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、守谷市消防団サポート事業所認定(変更・廃止)届出書(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により認定の廃止をした事業所等は、直ちに表示証を市長に返還しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、消防団サポート事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 第4条各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により消防団サポート事業所の認定を受けたとき。

2 前項の規定により認定を取り消された事業所等は、直ちに表示証を市長に返還しなければならない。

(利用者証の交付等)

第9条 市長は、団員等に、消防団員・家族用利用者証(様式第5号。以下「利用者証」という。)を交付するものとする。

2 団員等は、消防団サポート事業所において優遇措置を受けようとするときは、利用者証を提示しなければならない。

3 団員等は、他の同様の趣旨の支援サービスと重複して優遇措置を受けることはできない。

(団員等の遵守事項)

第10条 団員等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(2) 記載事項を変更する理由が生じたとき、又は毀損したときは、速やかに市長に訂正又は再交付を求めなければならない。

(3) 退団その他の理由により団員等でなくなった場合は、直ちに利用者証を市長に返還しなければならない。

(公表)

第11条 市長は、消防団サポート事業所の名称、所在地、優遇措置の内容その他必要な事項について、広報紙等により公表するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年1月31日から施行する。

守谷市長

宛て

申請者 所在地
 名 称
 代表者名

印

守谷市消防団サポート事業所認定申請書

守谷市消防団サポート事業実施要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

事業所名			
所在地	〒		
業 種		担当者の所 属・氏名	
電 話		F A X	
メールアドレス			
ホームページ掲載	・希望する（URL _____） ・希望しない		
営業時間	午前・午後 時 分 ~	午前・午後	時 分
定休日			

優遇措置の内容

内 容	
--------	--

※上記内容（担当者の所属及び氏名を除く。）は、広報誌等に掲載します。

※記載事項は、本事業推進の目的以外には使用しません。

※ホームページ掲載の際は、写真、ロゴマーク等について別途協議します。

様式第2号（第4条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

守谷市長

印

守谷市消防団サポート事業所認定（不認定）通知書

年 月 日付で申請のあった消防団サポート事業所について、守谷市消防団サポート事業実施要綱第4条の規定により、認定（不認定）することとしたので通知します。

なお、消防団サポート事業所として認定された貴事業所に対しては、同要綱第5条の規定により表示証を交付します。

様式第3号（第5条関係）

消防団サポート事業所表示証

守谷市

私たちは消防団を応援しています

**消防団員・家族PASSPORT
消防団サポート事業所**

消防団とその家族限定サービス実施中!

 守谷市第 _____ 号 

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

守谷市長

宛て

届出者 所在地
名称
代表者名

印

守谷市消防団サポート事業所認定（変更・廃止）届出書

守谷市消防団サポート事業所実施要綱第7条の規定により，次のとおり事業の内容を変更・廃止するので届け出ます。

1 変更内容（変更の場合）

2 変更理由

3 変更・廃止の時期

年 月 日

4 その他

様式第5号（第9条関係）

（表面）



（裏面）

【注意事項】

- ・この利用者証は、「消防団サポート事業所」でサービスを受ける際に提示すること。
- ・この利用者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- ・本市消防団から退団した場合は、直ちにこの利用者証を返却すること。

（消防団員のご署名のない利用者証は、ご利用になれません。）

本部・分団 _____

署名 _____

【問合せ先】 守谷市役所 TEL 0297-45-1111